

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業取得について、男性の取得者を少なくとも3名以上（1日以上）とし、かつ女性の取得については、継続実施します。

<対策>

- ・ 平成29年4月中 制度利用促進のための通知文書を作成・全店通知。
- ・ 計画期間中 取得実績の追跡調査、ならびに出産予定者への啓蒙活動。

目標2 シーズン休暇（年次有給休暇）の取得率80%以上を実現する。

<対策>

- ・ 計画期間中 毎年4月に取得計画を策定。
- ・ 計画期間中 取得実績の確認および組合ニュースによる取得対象者の掲示。

目標3 計画期間中に「インターンシップ（学生の就業体験）」や「職場参観制度」等の受入れを引続き実施します。

<対策>

- ・ 計画期間中 「インターンシップ（学生の就業体験）」等の受入れを今後も引続き実施します。

以 上